

協会倫理宣言

埋蔵文化財調査技術者の倫理

1. 宣言

公益社団法人日本文化財保護協会は埋蔵文化財の発掘調査を行う法人からなるわが国民間調査組織を代表する団体である。

埋蔵文化財はかけがえのない国民共有の財産であることから、その調査にあたっては考古学を基礎とした確かな技術力や高度な専門性ととも、調査の公正性、中立性といった高い倫理性が求められている。

このため、民間調査組織が埋蔵文化財調査を主体的に、責任を持って行うためにはより高い職業倫理が必要であり、協会は自らの努力によりこれを確立して民間調査組織の社会的信用を確保し、埋蔵文化財調査業の健全な発展をはかることによりわが国の埋蔵文化財保護に寄与することを決意し、ここに倫理綱領を制定することとした。

2. 倫理綱領

公益社団法人日本文化財保護協会の会員は国民共有の財産である埋蔵文化財の調査がきわめて公益性の高い職務であることを自覚するとともに、自らの努力で高度な専門性と技術力を育成し、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財保護に寄与することが会員の社会的使命であることを認識しなければならない。

また、会員は埋蔵文化財の調査を社会から信頼される事業として確立するため、公益性の高い職務にふさわしい職業倫理をもって調査にあたり、埋蔵文化財の調査が誇りある職務として会員及び調査に携わる技術者の社会的地位確立と、埋蔵文化財発掘調査業の発展をはからなければならない。

このため次の事項を遵守するものとする。

(1) 品位の保持

会員は、常に埋蔵文化財調査事業者としての品位の保持に努めるとともに、会員相互の名誉を重んじ民間調査事業の健全な発展をはからなければならない。

(2) 専門技術の確立

会員は常に知識の吸収と技術の向上に努め、考古学を基礎に人文・社会科学から自然科学までを包括する発掘調査技術を確立しなければならない。

(3) 中立性、独立性の保持

会員は埋蔵文化財保護を使命とする職業倫理と専門的知識に基づく考古技

術者の良心に従って調査を行うものとし、これを侵すいかなる依頼にも応じてはならない。

(4) 秘密の保持

会員は依頼者の利益を擁護するため、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5) 公正で自由な競争

会員は公正で自由な競争を行い、広く社会から信頼される埋蔵文化財調査業を確立する。

3. 行動規範

倫理綱領を実践するため、公益社団法人日本文化財保護協会及び会員とその役職員、協会が認定した埋蔵文化財調査士等の資格保有者は、以下の規範に基づいて行動する。

(1) 公正で自由な競争

私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールの逸脱行為は行わない。

(2) 関連業法の遵守

業務を遂行するにあたっては、文化財保護法をはじめ各種業法を遵守する。

(3) 贈賄の禁止及び接待、贈答などの制限

贈賄行為や公務員等に対する不正な利益供与、申し出、約束は行わない。また、接待、贈答の授受に関しては社会通念上妥当な範囲を超えてはならない。

(4) 利害相反行為等の禁止

専門家としての職務を果たせなくなる事態に対しては、国民共有の財産を保護するという信念と勇気をもって対処する。

(5) 反社会的勢力との関係の遮断

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断する。

(6) 情報の適切な管理

依頼者や会員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者、資格試験受験者等の情報の不適切な開示、漏洩、不当利用を防止し、適切な管理を行う。

(7) 知的財産権の保護

業務を遂行する上で知的財産権を尊重し第三者の権利を侵害しない。また、会員とその役職員の知的財産権の保護に努める。

(8) 適正な経営情報の開示

協会および会員は経営情報を関係法令に基づき適正に整備し、適宜開示を行う。

(9) 人権の尊重

基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別を行わない。

会員とその役職員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者および資格試験受験者の個人情報には適切な保護を行う。

4. 倫理委員会

公益社団法人日本文化財保護協会はこの倫理綱領および行動規範の普及、啓発、推進、維持のため倫理委員会を設ける。